

鳥取県告示第 1009 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取 代表取締役 太田喜弘	東京都港区六本木六丁目 10-1	ハピネ居宅介護支援センター雲山	鳥取市雲山112-2	平成 19 年 11 月 1 日